

# 子育て支援の充実へ

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充・向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から全国的に始まります。旭市でも新制度により、幼稚園や保育所などの教育・保育施設、地域の子育て支援の充実を図っていきます。

新制度のくわしい内容は、内閣府のホームページ(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)でも見るじょうができます。

## 増える教育・保育の場

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の二つが多く利用されてきました。新制度では次のようになり、教育や保育の場が増えます。

### ●幼稚園(3～5歳)

小学校以降の教育の基盤をつくるための幼児期の教育を行います。また園により、預かり保育などを行います。

市内には私立幼稚園が4施設ありますが、来年4月からの新制度への移行は、予定されていません。

### ●保育所(0～5歳)

就労などのため、家庭で保育

できない保護者に代わって、保育を行う施設。夕方までの保育のほか、保育所により延長保育を実施します。

市内には公立保育所が13施設、私立保育園が5施設あります。

### ●認定こども園(0～5歳)

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

市内に対応する施設はありませんが、今後検討してまいります。

### ●地域型保育事業(0～2歳)

少人数単位で子どもを預かる事業。四つの類型に分かれます。

市内では行われていませんが、今後検討してまいります。

家庭的保育／定員5人以下の家

庭的な雰囲気の下で、きめ細かな保育を行います。

小規模保育／定員6人から19人の家庭的保育に近い雰囲気です。

事業所内保育／事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

居宅訪問型保育／疾病・障害などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

## 利用は三つの認定区分で

新制度での幼稚園や保育所などを利用する場合、市からの認定を受ける必要があります。認定区分に応じて幼稚園、保育所、

認定こども園、地域型保育事業を利用することができます。

### ●1号認定

対象／満3歳以上で教育を希望する子ども

利用先／幼稚園、認定こども園

### ●2号認定

対象／満3歳以上で保育を必要とする子ども

利用先／保育所、認定こども園

### ●3号認定

対象／満3歳未満で保育を必要とする子ども

利用先／保育所、認定こども園、地域型保育事業

## どう判断したらいいの

新制度では「子どもの年齢」

「保育を必要とするか・しないか」など、各家庭の状況により、利用内容を選ぶようになります(次ページのイメージ参照)。

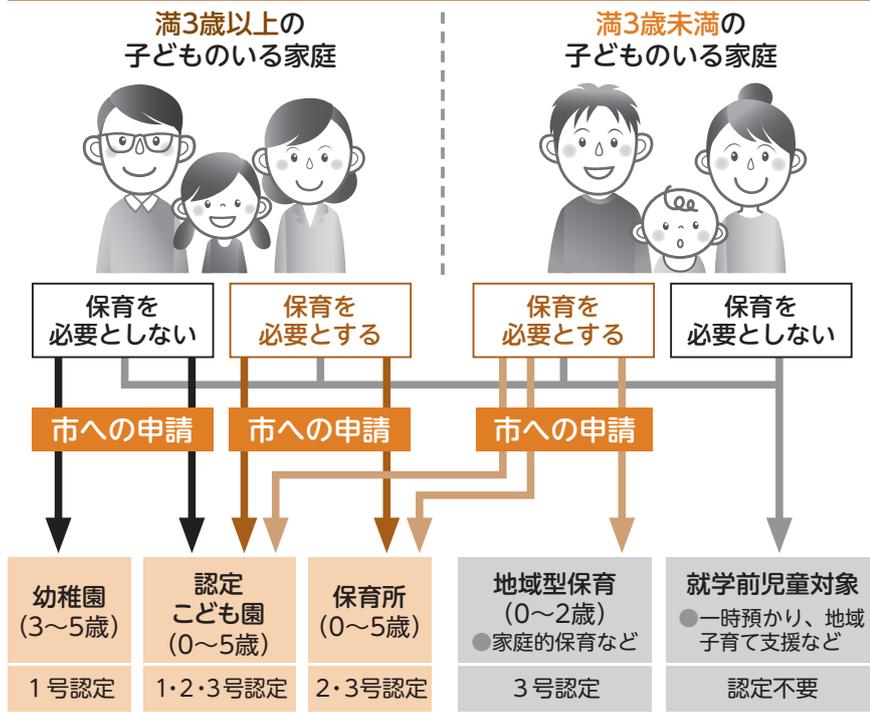
保育所などを利用する場合の要件に大きな変更はなく、2号および3号認定にある「保育を必要とする」とは、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合です。なお同居の親族が保育することができるとき、利用の優先度が調整されることがあります。

### ＜保育を必要とする事由＞

- ①就労(パートタイム、夜間、居室内の労働などを含む)
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害



新制度での子育てサービスの提供イメージ



※新制度に移行しない私立幼稚園の場合、市への申請は必要ありません。

- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校などでの職業訓練を含む)
- ⑧児童虐待やDVの恐れがある
- ⑨育児休業中に、すでに保育所を利用する子どもがいて、継続利用が必要である
- ⑩前記に類する状態として、市

利用手続きは

が認めた場合  
これまでと大きく異なることはありません。保育所などを利用する場合は、子育て支援課で手続きをしてください。申請内容に基づき、市が認定区分に応じた「認定証」を交付します。なお私立幼稚園については、希望する園に確認してください。

保育料などは

また現在市内の保育所を利用して、来年4月以降も利用する場合、新制度による認定を受ける必要があります。継続して入所を希望する保護者には、各保育所を通じて必要な書類を配布しますので、手続きをしてください。

保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限に市が決定します。現在の制度に基づき調整中のため、詳細は今後お知らせします。なお新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、これまでどおり各園が設定します。

そのほかの支援も充実へ

新制度は、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。認定が必要なサービスだけでなく、家庭で子育てしている人も利用できる「一時預かり」、親子遊びや子育て相談をできる「地域子育て支援」など、さまざまな支援の充実を図っていきます。

問い合わせ先

子育て支援課保育班

☎ 62・5313

12月11日(木)から保育所への入所・認定申請受け付け開始

平成27年4月の新規入所を希望する子どもの、入所申請と認定申請を受け付けます。  
入所できるのは  
新制度による、2号または3号認定を受ける子どもです。  
申請方法は  
申請書類を、各保育所および子育て支援課で配布していただきます。  
必ず子育て支援課に事前連絡をし、12月11日(木)までに申請してください。

【入所・認定申請受け付け日程表】

受付時間/午前8時30分~午後2時

入所を希望する保育所	受付日	受付場所
いいおか保育所	12月11日(木)	飯岡保健センター
ひかり保育園(私立)		
海上保育所	12月12日(金)	海上支所
おうめい保育園(私立)		
鶴巻保育園(私立)	12月15日(月)	干潟支所
まんざい保育所		
古城保育所		
干潟町中央保育園(私立)		
ゆたか保育所	12月16日(火)	総合体育館
干潟保育所		
とみうら保育所		
日の出保育所		
共和保育所		
池の端保育所	12月17日(水)	総合体育館
サンライズベビーホーム(私立)		
※3歳未満児のみ		
中央第一保育所	12月18日(木)	総合体育館
中央第二保育所		
中央第三保育所		